

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【R4年度の進捗評価（凡例）】
 S：進捗率100%
 A：進捗率90%以上100%未満
 B：進捗率75%以上90%未満
 C：進捗率60%以上75%未満

資料5

R5.4時点

部局	令和5年3月までの取組(実績)	令和5年4月以降の取組
<p>土木部</p>	<p>○これまでの取組（対象：市町村、要配慮者利用施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月に水防法・土砂災害防止法が改正。要配慮者利用施設の避難確保計画作成が義務化されたことを受け、施設管理者向けの説明会を開催 県のHPに、計画作成の手引きや作成支援ツールのリンクを掲載 水防法・土砂災害防止法に基づく対象施設の計画作成状況についてフォローアップを実施（取りまとめ結果及び国HPでの公表について関係各課と情報共有） 令和3年10月7日付け文書で各市町村あてに、改めて今年度中の計画作成完了に向けた取組について、要配慮者利用施設に直接周知を行うなど、更なる促進の取組を依頼（河川課と防災砂防課連名で発出） 計画作成が進んでいない市町村を訪問し、施設関係担当者とともに、計画未作成施設への指導及び支援について協議し、改めて取組を依頼 高知市で計画が未作成の施設を対象に説明会を実施 令和4年4月12日付け文書で市町村あてに、国土交通省が作成した「避難確保計画の作成・活用の手引き」の改訂を施設管理者に直接周知を行い、計画の充実と避難の実効性確保の取り組みを依頼（土木部と危機管理部連名） <p>○避難確保計画作成状況</p> <p>【水防法】 [R4.9月末] 95.3% (1,105施設/1,160施設) → <u>[R5.3月末] 92.0%</u> (1,077施設/1,171施設)</p> <p>【土砂災害防止法】 [R4.9月末] 99.7% (602施設/ 604施設) → <u>[R5.3月末] 98.2%</u> (596施設/ 607施設)</p>	<p>・引き続き、水防法に基づく浸水想定区域ならびに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成状況のフォローアップを継続するとともに、関係部局や市町村と緊密に連携し、避難確保計画作成が義務づけられた全ての要配慮者利用施設での避難確保計画の作成完了と避難訓練の実施に取り組む。</p>
<p>危機管理部</p>	<p>○これまでの取組（対象：市町村）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月16日付け文書で、各市町村あてに要配慮者利用施設の地域防災計画への位置付け、施設管理者に対する計画作成の指導を依頼（土木部と連名で発出） 令和3年6月10日に開催された公的備蓄検討会において、市町村に対して施設の地域防災計画への位置づけ、施設管理者に対する計画作成の指導を依頼 令和3年7月14日に市町村説明会を開催。年度中に行う地域防災計画の修正時に施設を位置付けてもらうよう依頼 令和4年5月23日付け文書で、各市町村あてに施設の地域防災計画への位置付けについて再周知 <p>○市町村地域防災計画位置付け状況</p> <p>【水防法】 [R4.9月末] 90.6% (1,160施設/1,280施設) → <u>[R5.3月末] 91.4%</u> (1,171施設/1,281施設)</p> <p>【土砂災害防止法】 [R4.9月末] 97.3% (604施設/ 621施設) → <u>[R5.3月末] 97.4%</u> (607施設/ 623施設)</p>	<p>・引き続き、市町村に対して、地域防災計画の修正時に要配慮者利用施設を位置付けてもらうよう依頼。併せて、位置づけた施設の管理者に対して、避難確保計画の作成と避難訓練の実施について、市町村からの指導も依頼</p>

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【R4年度の進捗評価（凡例）】
 S：進捗率100%
 A：進捗率90%以上100%未満
 B：進捗率75%以上90%未満
 C：進捗率60%以上75%未満

資料5

R5.4時点

部局	令和5年3月までの取組(実績)	令和5年4月以降の取組																																																												
健康政策部	<p>○これまでの取組（対象：病院、有床診療所等）</p> <p>【地域防災計画（市町村）への位置付けと避難確保計画（医療機関）の作成状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">R4.3時点</th> <th colspan="2">R4.3未作成に 対するR4取組</th> <th colspan="2">R4の新たな 位置付けと取組</th> <th colspan="2">廃止等 による増減</th> <th colspan="3">計</th> </tr> <tr> <th>位置付け</th> <th>計画作成</th> <th>未作成</th> <th>計画作成</th> <th>位置付け</th> <th>計画作成</th> <th>位置付け</th> <th>計画作成</th> <th>位置付け</th> <th>計画作成</th> <th>未作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防法</td> <td>123</td> <td>92</td> <td>31</td> <td>13</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>△3</td> <td>△3</td> <td>143</td> <td>102</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>土砂災害防止法</td> <td>74</td> <td>67</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>△3</td> <td>△3</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>197</td> <td>159</td> <td>38</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>△6</td> <td>△6</td> <td>216</td> <td>175</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>・位置付けを行った市町村に対し、しっかり各施設への周知を行うよう指導 ・位置付けられた医療機関に対し、病院事務長会等の機会やアンケート調査により避難確保計画の作成を周知促進</p> <p>○避難確保計画策定状況</p> <p>【水防法】 〔R4.3月末〕74.8%（92施設/123施設） → 〔R5.3月末〕71.3%（102施設/143施設） ※R4に位置付けた施設の計画策定がR5となるため作成率が低下</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R4.3月末〕90.5%（67施設/74施設） → 〔R5.3月末〕100%（73施設/73施設）</p>		R4.3時点			R4.3未作成に 対するR4取組		R4の新たな 位置付けと取組		廃止等 による増減		計			位置付け	計画作成	未作成	計画作成	位置付け	計画作成	位置付け	計画作成	位置付け	計画作成	未作成	水防法	123	92	31	13	23	0	△3	△3	143	102	41	土砂災害防止法	74	67	7	7	2	2	△3	△3	73	73	0	計	197	159	38	20	25	2	△6	△6	216	175	41	<p>・避難確保計画未作成の41医療機関に対し、まずは市町村からの周知徹底を促す。</p> <p>・区域に位置するが地域防災計画に位置付けていない23医療機関がある11市町村に対しては、新たに位置付けを行う場合、確実に対象施設に周知するようお願いする。</p> <p>・県からも病院事務長会や立入検査の機会に医療機関への周知徹底を図り、アンケート調査等を通じて状況の確認を行う。</p> <p>・作成が進まない医療機関に対しては、市町村と連携のうえ個別の事情に応じた支援を行う。</p>
			R4.3時点			R4.3未作成に 対するR4取組		R4の新たな 位置付けと取組		廃止等 による増減		計																																																		
位置付け		計画作成	未作成	計画作成	位置付け	計画作成	位置付け	計画作成	位置付け	計画作成	未作成																																																			
水防法	123	92	31	13	23	0	△3	△3	143	102	41																																																			
土砂災害防止法	74	67	7	7	2	2	△3	△3	73	73	0																																																			
計	197	159	38	20	25	2	△6	△6	216	175	41																																																			
子ども・福祉政策部	<p>○これまでの取組（対象：老人福祉施設、障害者支援施設等）</p> <p>【水防法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4年9月末に未作成であった2施設について、 作成済：1施設 未作成：1施設 ・R4年9月末以降に新たに市町村の地域防災計画に位置づけられた3施設について、 作成済：3施設 <p>【土砂災害防止法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定率100%のため記載なし <p>○避難確保計画策定状況</p> <p>【水防法】 〔R4.9月末〕99.6%（619施設／621施設） → 〔R5.3月末〕99.8%（620施設／621施設）</p> <p>【土砂災害防止法】 〔R5.3月末〕100%（236施設／236施設）</p>	<p>・未作成の1施設について、引き続き、市町村を通じて作成を要請</p>																																																												

要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けた取組

【R4年度の進捗評価（凡例）】

- S：進捗率100%
- A：進捗率90%以上100%未満
- B：進捗率75%以上90%未満
- C：進捗率60%以上75%未満

資料5

R5.4時点

部局	令和5年3月までの取組(実績)	令和5年4月以降の取組			
文化 生活 スポーツ部	<p>○これまでの取組（対象：県内の私立学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域防災計画に位置づけられた私立学校に対し、各学校を訪問して計画の作成を依頼 <p>○避難確保計画作成状況</p> <p>【水防法】</p> <p>〔R5.3月末〕100%（13校／13校）</p> <p>【土砂災害防止法】</p> <p>〔R5.3月末〕100%（10校／10校）</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">計画作成に向けた 取組の進捗評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 2em;">S</td> </tr> </table>	計画作成に向けた 取組の進捗評価	S	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づいた訓練の実施と、市町村への訓練結果の報告を依頼
	計画作成に向けた 取組の進捗評価				
S					
<p>○これまでの取組（対象：学校、保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、放課後子ども教室）</p> <p><学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設に位置付けられた県立学校・市町村学校で、避難確保計画の作成 ・地域防災計画に位置付けられた県立学校及び各市町村教育委員会には、計画の作成及び避難訓練の報告が必要であることを通知 <p><保育所、幼稚園、認定こども園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設に位置付けられた保育所、幼稚園、認定こども園で、避難確保計画の作成 <p><放課後児童クラブ、放課後子ども教室></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設に位置付けられた放課後児童クラブ、放課後子ども教室で、避難確保計画の作成 <p>○避難確保計画作成状況</p> <p>【水防法】</p> <p>〔R4.9月末〕99.1%（313施設/316施設） → 〔R5.3月末〕96.8%（301施設/311施設）</p> <p>※市町村地域防災計画の見直しにより施設数が減（316施設→311施設）</p> <p>※避難確保計画が提出できていない10施設は地域防災計画に位置付けられた時期によるもの</p> <p>【土砂災害防止法】</p> <p>〔R5.3月末〕100%（252施設/252施設）</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">計画作成に向けた 取組の進捗評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 2em;">A</td> </tr> </table>	計画作成に向けた 取組の進捗評価	A	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに市町村地域防災計画に位置付けられた施設 水防法：10校（須崎市4、越知町3、安芸市3） ・避難確保計画が未作成の施設については速やかな避難確保計画の作成と訓練の実施を行うよう働きかけを行っていく。 ・避難確保計画が作成済みの施設については、引き続き、避難確保計画に基づく避難訓練が確実に実施されるよう、指導や働きかけを行っていく。 	
計画作成に向けた 取組の進捗評価					
A					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">計画作成に向けた 取組の進捗評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 2em;">A</td> </tr> </table>	計画作成に向けた 取組の進捗評価	A			
計画作成に向けた 取組の進捗評価					
A					